

1 1 優れた群馬の環境を守り、未来へ継承するプロジェクト

政策目標の概要(A)

地球環境問題が深刻化し、さまざまな悪影響が懸念され、そのための取組が世界共通の課題となっている中で、本県は、率先して、環境を良好な状態で次世代へ引き継いでいくための先進的、特徴的な取組を行って社会をリードしていく。

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 H24 決算 (千円) | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-----------|-------|----------|--|-------------------------------------|--|--|--|--|--------------------------|---------------------------|-------------------|-----------------------|--|------------|---|------------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24 事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | 評価 区分 | 評価の 考え方 | 評価 区分 | 評価の 考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | |
| <p>1 ふるさと群馬の素晴らしい環境を守る</p> <p>(1)自然環境の保全</p> <p>■ 自然保護の原点といわれる「尾瀬」について、あるべき姿を展望しながら、保護と適正利用を推進します。また、尾瀬学校などふるさとの環境について学び、考える人材育成に取り組みます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 尾瀬学校 | 再掲 | 環境森林部 | 自然環境課 | 群馬の子供たちが小中学校在学中に一度は尾瀬を訪れ、質の高い自然体験をすることにより自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育むことを目的として、学校設置者に対し経費の一部を補助。 | 参加児童生徒数 | H22 10,820人 H23 10,680人 H24 11,224人 | 20,000人 | 20,000人 | 20,000人 | 100,000 | 90,000 | 73,095 | 4 | 実施校及び参加者は着実に増加している。引き続き事業を実施するとともに、「ぐんまの子どもを一度は尾瀬に」という当初の目標達成に向け、更なる内容の充実と安全の確保を図る施策を講じる。 | 4 | 体験を通じた効果的な環境学習が可能な事業として、参加生徒数も着実に増えてきており、継続。参加の少ない東毛地域等の学校の参加を促すため、より積極的なはたらきかけが必要。 | |
| | | | 尾瀬環境学習推進 | 再掲 | 環境森林部 | 自然環境課 | 尾瀬を通じて環境学習を推進するため、県内の小中学校に講師を派遣して、尾瀬の自然や保護活動を学ぶ移動尾瀬自然教室や尾瀬に親しむ県民講座を実施する。 | ①移動尾瀬自然教室実施校 ②尾瀬に親しむ県民講座実施回数 | H22 16校 H23 21校 H24 24校 H22 6回 H23 3回 H24 6回 | ① 25校 ② 10回 | ① 25校 ② 10回 | ① 25校 ② 10回 | 3,819 | 3,840 | 4,558 | 4 | 環境学習の場としての尾瀬の利用を促進するため、山の鼻ビンターセンターにおいて、展示や環境学習ミニガイドツアー及び尾瀬学校の受け入れ協力を実施するとともに、県内の小中学校や公民館等で移動尾瀬自然教室や出前講座を開催した。 | 4 | 尾瀬の中での環境学習により、日頃から自然に親しむ機会の少ない人に対して、自然の紹介や触れ合いのきっかけづくりを行うとともに、尾瀬を体験できない人や、今後尾瀬への入山を考えている人を対象として、尾瀬の自然や保護活動について普及啓発を図る機会として有効であるので、引き続き実施する。 | |
| | | | 尾瀬らしい自動車利用社会実験 | | 環境森林部 | 自然環境課 | 入山口の魅力向上と尾瀬をゆくり楽しむ利用を促進するため、交通アクセスの改善に係る社会実験を実施する。 | ①入山口の魅力向上 ②交通アクセスの利便性向上 | H23 10月3日(月)～9日(日)7日間実施 H24 9月20日(木)～23日(日)4日間実施 | ①鳩待峠:車の無い、静かで落ち着いた雰囲気の出発 ②大清水:電動バスの運行 | ①鳩待峠:車の無い、静かで落ち着いた雰囲気の出発 ②大清水:電動バスの運行 | ①鳩待峠:車 乗入制限し、静かで落ち着いた雰囲気の出発 ②大清水:低公害車の運行 | 5,000 | 3,800 | 3,512 | 1 | 尾瀬の多様な魅力をゆくりと楽しむ利用の促進を目指し、「入山口の魅力づくり」や「尾瀬らしい自動車利用のあり方」を検討するため、①車のない静かで落ち着いた鳩待峠の現出、②大清水～ノ瀬間の電動バス運行などの社会実験を行った。 | 1 | H23から3カ年計画で実施してきた社会実験はH25で終了するが、ゆくり楽しむための交通体系とアプローチが与える効果についてH25中に検証する。H26は社会実験の成果を踏まえ、入山口の魅力づくりや環境に配慮した自動車利用など、早期実用化に向けた施策を実施する。 | |
| | | | 尾瀬シカ対策 | 新規 | 環境森林部 | 自然環境課 | 尾瀬におけるシカによる湿原の踏み荒らしやミズバショウなどの食害を軽減し、自然環境を保全するため、シカの個体数調整を実施する。 | シカの個体数調整頭数 | - | - | 170頭 | 170頭 | - | 13000 | - | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | |
| | | | 尾瀬学校充実プログラム | 再掲 | 教育委員会 | 義務教育課 | 尾瀬学校の引率指導者(教職員)を対象とした研修を行い、事前学習用の資料を活用して尾瀬学校の充実を図る。 | 尾瀬学校の充実 | H24年5月に引率指導者を対象とした実地研修を実施 | 実施研修の実施、事前学習資料作成 | 尾瀬学校の充実を検討している学校を対象とした研修を実施 | 尾瀬学校の充実 | 553 | 439 | 315 | 4 | H24年5月17日～18日にかけて、教職員を対象に、尾瀬の山小屋での宿泊を伴う実地研修を実施し、27人の参加があった。 | 4 | 尾瀬学校充実に向けて、実地研修や効果的なプログラムの開発が必要であり、今後も継続して実施する。 | |
| | | | 尾瀬自然体験研修 | 再掲 | 教育委員会 | 総合教育センター | 小中学校初任者研修に「尾瀬自然体験研修」を位置づけて郷土の尾瀬についての理解を深め、尾瀬学校や体験活動における指導力の向上を図る。 | 研修生アンケート「尾瀬についての理解が深まった」と回答する研修者の割合 | H22:228人 H23:- (※受講生アンケートをとっていないため、参加受講生の実績を計上した) H24:72% | 80% | 80% | 90% | 3,882 | 3,777 | 3,632 | 4 | ・1泊2日の宿泊研修を2回に分けて実施し、延べ213人が参加した。 ・尾瀬国立公園内の宿泊施設を利用することで、研修の充実が図られた。 ・本研修を通して、環境教育への実践課題を明らかにすることができた。 ・児童生徒の引率を想定した研修により、尾瀬学校引率における指導力の向上が図られた。 | 4 | 尾瀬は環境保全についての研修に適した郷土の貴重な自然である。環境教育にかかる理解を深めるとともに、尾瀬学校引率における指導力の向上を図るため、自然体験を重視した研修を継続して行っていく必要がある。 | |
| <p>■ 希少野生動植物の保護に関する条例制定や生物多様性県戦略策定の検討を行うなど、絶滅危惧動植物の保全対策や生物多様性の保全に努めます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 良好な自然環境を有する地域学術調査 | | 環境森林部 | 自然環境課 | 良好な自然環境の保全を図るための基礎調査等を実施する。 | 調査地域数及び調査部門(動物・植物・地形地質)数 | H22 合同1地域、単独6地域 H23 合同1地域、単独4地域 H24 合同3地域、単独4地域 | 合同3地域、単独2地域 | 合同2地域、単独3地域 | 合同2地域、単独3地域 | 4,700 | 3,500 | 4,683 | 3 | 合同調査3地域、単独調査4地域において実施した。 | 3 | 希少野生動植物種保護条例や生物多様性ぐんま戦略の策定を見据えて、生物多様性モニタリング調査を新たに実施したい。 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | 自然環境保全のための施策を検討するにあたり、基礎調査は必要であり、継続。生物多様性モニタリング調査は、条例や戦略の策定期間等が具体的に定まった段階で必要性を検討。 | | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>2

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-----------|-------|-----------------|---|------------------------------------|---|--------------------|--------------------|-------------------------|-----------|---------------------------|-----------|---|-------------------|--|------------|--|------------|---|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | | | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 (過去3年間) | | | 目標値 | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | 評価 区分 | 評価の 考え方 | 評価 区分 | 評価の 考え方 | | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | | ※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続 | |
| | | | 高山蝶/パトロール | | 教育委員会 | 文化財保護課 | 県指定天然記念物高山蝶の保存を図るため、パトロールを行う。 | 高山蝶保護/パトロールの実施回数 (パトロール延べ日数/人数) | H22 :26日/72人 H23 :22日/67人 H24 :24日/102人 | 24日/70人 | 24日/70人 | 24日/70人 | 98 | 87 | 109 | 高山蝶/パトロール員を委嘱し、地元教育委員会などと連携し、5月～9月にかけて巡視を行った。 | 4 | 天然記念物である高山蝶を保護していくため、生態調査やパトロールなどの活動を継続して実施していくことが不可欠である。 | 4 | 生態調査やパトロールにより、高山蝶の保存を図るため、継続。 | | | |
| ■ 首都圏の水がめとしての役割など、森林の公益的機能を高め維持するため、公的主体等による森林の整備・保全を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 森林ボランティア等推進 | | 環境森林部 | 緑化推進課 | 県民に森林に触れることの楽しみと理解促進を図るため、林業作業体験会を開催するほか、森林ボランティア団体に技術向上などに関する支援を実施。 | 森林ボランティア団体会員数 | H22 3,867人 H23 3,864人 H24 3,525人 | 3,880人 | 3,900人 | 4,000人 | 1,057 | 482 | 1,037 | 県立森林公園等で、青樹活動等の森林ボランティア活動及び安全作業講習会を実施。 作業活動・講習会の開催 8回 参加者のべ387人 また、森林整備作業器具の貸出しを行い森林ボランティア団体の活動を支援した。 作業器具貸出し 34回 | 4 | 安全講習会の開催、作業器具貸出し等により、森林ボランティア活動の促進が図られた。 県民自らが、森林や林業に関心を持ち、森林保全や、森林整備の必要性について理解を深めることが重要であることから、引き続き自主的にそのような取組を行っている団体等の支援を行うことが重要である。 | 4 | 社会全体で森林を守るため、森林ボランティアの活動支援は必要であり、継続。 | | | |
| | | | 企業参加の森林づくり | | 環境森林部 | 林政課 | 社会貢献として森林整備活動をしようとする企業や団体と、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の間を、県が橋渡しをして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。 | 活動企業数 | H22 36社(協定数30件) H23 32社(協定数38件) H24 31社(協定数38件) | 36社 | 43社 | 45社 | 465 | 465 | 9 | H24年度は、2社の新規協定と6社の再協定を締結した。3社の協定が期間満了等により終了したため、昨年度より1社減の活動企業数となった。 | 4 | 企業の社会貢献活動を支援することにより、森林保全・整備の推進、地域活性化など様々な社会的価値を生み出す本事業は、引き続き支援活動等が必要である。 | 4 | 社会全体で森林を守るため、企業参加を促すことは有効な手法であり、継続。 | | | |
| | | | 森林の公益的機能拡充推進 | | 環境森林部 | 林政課 | 森林の持つ公益的機能への理解を深める講演会等を実施 | ぐんま山と森の月間 ①協賛イベント数 ②参加者数 | H22 ①37件、② - H23 ①36件、② 24,000人 H24 ①40件、② 22,382人 | ①40件 ②25,000人 | ①42件 ②25,000人 | ①45件 ②26,000人 | 630 | 630 | 488 | 山と森の月間協賛イベントを40回開催した。 協賛イベント参加者数については、既存事業の離脱などから目標に及ばなかったものの、イベント数については目標値に達することができた。 | 4 | 山と森の月間協賛イベントには2万2千人以上の県民の参加があり、山や森に親しみながら、山や森が果たしているいくつもの役割について考えてもらう機会を提供できた。 今後も継続した実施が必要である。 | 4 | 森林の公益的機能等への理解促進に取り組む推進協議会に対する負担金であり、継続。 | | | |
| | | | 森林整備 | 再掲 | 環境森林部 | 林政課、森林保全課、緑化推進課 | 森林の有する多面的な機能の保全を図るため、造林や間伐などの森林施策の実施を支援する。 | 森林整備面積 | H22 6,157ha H23 5,607ha H24 4,524ha | 7000ha | 7,000ha | 7000ha | 1,011,658 | 1,094,730 | 1,069,949 | 平成24年度は、4,524haの植栽、下刈、間伐等の作業の支援を行い、森林の公益的機能の発揮及び森林生産力の増進を図ることができた。 (事業別実績) ・補助公共造林 … 1,252ha ・単独森林整備 … 452ha ・森林活性化対策 … 95ha ・間伐促進強化対策 … 572ha ・加速化間伐 … 729ha ・補助公共治山 … 731ha ・保安林リフレッシュ … 274ha ・水源宝くじ … 65ha ・その他 … 354ha | 4 | 森林生産力の増進及び、森林の公益的機能の発揮を図るため、今後も森林整備を推進する必要がある。 | 4 | 森林のもつ多面的な機能の維持・発揮のために、継続。 事業箇所の選定にあたっては、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討すること。 | | | |
| | | | 森林病害虫等防除対策 | | 環境森林部 | 林政課 | 県土の保全及び景観の保全上重要な松林の予防対策や被害木の駆除対策保全すべき松林周辺の被害木伐倒整理や樹種転換 | 被害対策量(駆除量、樹幹注入量) | H22 3,291m3、19,834ヶ H23 1,798m3、20,462ヶ H24 1,122m3、17,160ヶ | 2,000m3 17,081ヶ | 1,700m3 12,860ヶ | 1,700m3 17,000ヶ | 57,048 | 45,631 | 37,379 | 被害木の伐倒駆除、樹幹注入を実施することで松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大を防止することができた。 松くい虫伐倒駆除1,122m3 また、ナラ枯れについては県内の民有林に被害が発生したことから、被害蔓延を防止するため全量駆除を行う必要がある。 | 4 | 松くい虫被害の拡大防止のため、病害虫防除対策で有効な手段とされる被害木の伐倒駆除と健全木への樹幹注入を実施している。今後も継続して対策を実施することで被害の拡大を防止する必要がある。 また、ナラ枯れについては県内の民有林に被害が発生したことから、被害蔓延を防止するため全量駆除を行う必要がある。 | 4 | 松くい虫被害やナラ枯れ被害拡大を防ぐために不可欠な事業であり、継続。 | | | |
| | | | 森林保全管理推進 | | 環境森林部 | 森林保全課 | 森林保全巡視指導員を7事務所に配置し、森林の巡視指導を行い、森林の持つ公益的機能の維持等を図る。 | 巡視活動延べ日数(日) | H22 1,723日 H23 1,512日 H24 1,497日 | 1,600日 | 1,600日 | 1,800日 | 4,359 | 4,355 | 4,336 | 平成24年度の実績は、目標値を下回ったが、巡視指導により、知事が適正管理の義務を負う保安林も含めた森林全般の被害防止に寄与した。 ○巡視実績 ・巡視指導員等61人(54人) ・延べ巡視日数1,497日(630日) ・指導件数834件(239件) ※()内は森林保全推進員で内数 | 4 | 森林法第40条の規定に基づき、知事が適正管理に努めなければならない保安林も含めた森林全般に亘る義務的な事業のため、引き続き実施する必要がある。 | 4 | 山火事や不法投棄等の早期発見、未然防止を通じて森林の保全に寄与する事業であり、継続。 | | | |
| | | | 緑化推進対策 | | 環境森林部 | 緑化推進課 | 森林や緑を守り育てる大切さについて普及啓発を行い、緑豊かな郷土づくりを推進するため、県植樹祭をはじめとした様々な事業を実施。 | 県植樹祭参加者数 | H22 1,450人 H23 1,100人 H24 1,000人 | 1,000人 | 1,000人 | 県内持ち回りにより、幅広く県民参加を呼びかける | 5,638 | 5,418 | 5,299 | 渋川市総合公園で県植樹祭を開催。 また緑の相談室の設置等により広く県民に緑化技術の普及啓発や緑化思想の高揚を図った。 巨樹・古木保全事業の実施や県緑化推進委員会への補助を通じて身近な環境の緑づくりを推進した。 | 4 | 緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。 | 2 | 緑化に関する意識啓発を通じて、県民の環境意識向上を図ることは必要な取組みであり、継続。 巨樹・古木保全事業については、県として保全すべき対象を明確化し、対象となる木の本数等の実態を把握した上で、支援継続の必要性について検証が必要。 | | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>3

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-----------|-------|-----------------|--|--|--|--|-------------------|---------------------|---------|---------------------------|---------|---|---|--|--|----------|------------|---|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規 /再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | | | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 (過去3年間) | | | 目標値 | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | 評価 区分 | 評価の 考え方 | 評価 区分 | 評価の 考え方 | | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | | ※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続 | |
| | | | 緑化センター運営 | | 環境森林部 | 緑化推進課 | 緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化に関する普及啓発活動などを行うことにより、緑豊かでゆとりのある生活環境づくりを推進する。 | 来園者数 | H22 31,433人 H23 31,752人 H24 36,898人 | 32,000人 | 33,000人 | 35,000人 | 11,552 | 10,577 | 11,003 | 3 | 各種緑化講座の開催、森林環境教育の実施により、県民の緑化意識の向上や森林・緑に対する理解が深まった。緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、拠点施設として、緑化技術の普及指導や森林環境教育を積極的に推進することがますます重要となっている。緑化推進の拠点として魅力ある施設とするため、庭園見本園等のリニューアルを図る必要がある。 | 4 | 森林の少ない東毛地域における森林環境教育等の拠点として、一定の役割を果たしており、継続。実施を検討している施設整備に関しては、緊急性や必要性を十分検証することが必要。 | | | | |
| | | | 森林整備試験 | | 環境森林部 | 林業試験場 | 森林の造成技術、森林の保護管理技術、及び森林の保全技術に関する調査を行い、林業の振興と森林の適切な管理を図る。 | 森林機能の維持・造成を図るための林業技術の開発 | H22: 2件 H23: 1件 H24: 0件 | 1件 (技術の開発) | 1件 (技術の開発) | 1件 (技術の開発) | 5,464 | 4,945 | 4,515 | 4 | より花粉の少ないスギの種子を交付するため、採種園外からの花粉混入を防ぐ手法を研究した。搬出間伐に伴う土砂の流出、及び植生の復元について調査し、間伐・集材後、土砂移動が激しいことを究明した。広葉樹林の更新と、竹林の効率的な駆除方法を研究した。コシアブラの接ぎ木による増殖法と、新芽を増やす手法を検討し、林内空間における接ぎ木増殖の可能性を見いだした。ナラ枯れやスギカミキリなど、害虫の駆除方法を検討した。 | 4 | スギ花粉症対策、森林の維持・造成など、幅広い分野について、最小の予算で調査・研究し成果を上げている。試験で得られた情報は、報告書や発表、林業相談により県民に還元している。搬出間伐時に林床が傷つくが植生の復元などにより土砂流出が収まる様子が解明できた。コシアブラの接ぎ木による増殖法と、林内に配布するすべてのスギ種子を、花粉の少ない品種で生産することができ、社会的要請にこたえられた。森林を守り育てる技術向上のため、引き続き試験研究を継続していく必要がある。 | | | | |
| ■ 生物多様性の確保や地域社会と野生鳥獣との共存を図るため、鳥獣の適正管理を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 野生鳥獣による農林業被害の防止・適正管理 | | 環境森林部 | 自然環境課・林政課・林業振興課 | 市町村が行う有害鳥獣対策事業に補助金を交付するほか、イノシシやシカなどの集中捕獲、捕獲の担い手対策等を実施する。「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき第11次鳥獣保護事業計画やニホンジカ、イノシシ、カモシカ、サル、クマの各適正管理計画を推進する。獣害防止柵等の設置に対し助成する。手入れの行き届かない荒廃した森林は、野生鳥獣の隠れ家となりやすいため、出没を抑制するための緩衝帯として森林の整備を行う。 | ①補助金による捕獲奨励種※の有害捕獲頭数(※捕獲奨励種:シカ、サル、カモシカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン) ②野生鳥獣の出没しにくい緩衝帯の森林整備面積 | ① H22: 4,333頭 H23: 4,492頭 H24: 6,177頭 ② H22: 48ha H23: 81ha H24: 56ha | ①6,219頭 ②70ha | ① 6,219頭 ②70ha | ①6,219頭 ②70ha | 114,853 | 153,350 | 103,479 | 3 | ①(自然環境課)市町村が実施する有害捕獲に対して、捕獲奨励金(イノシシ、シカ、カモシカ、サル、アライグマ、ハクビシンの6獣種)による財政的支援を行うことにより、捕獲頭数はH23実績より約40%増加し、捕獲圧の強化が図られている。 ②(林政課)緩衝帯の整備を実施することで、野生鳥獣の出没抑制を図ることができた。(事業実績:56ha) | 4 | 農林水産業被害等を減少させるため、市町村等が実施する有害対策(捕獲、緩衝帯や獣害防止柵等の整備)に対する財政支援を継続することが重要である。また、シカ等の捕獲の推進や担い手育成など、更に捕獲圧の強化を図る必要がある。 | | | | |
| | | | 自然環境保全研究 | | 環境森林部 | 林業試験場 | ・ツキノワグマによる森林剥皮行動の研究 ・野生動物を育む堅果類などの豊凶調査 ・ニホンジカの森林行動の研究(H24～) ・ニホンジカの捕獲技術の開発(H24) ・ニホンジカ捕獲実証(H25～) ・GPS首輪によるニホンジカ行動把握(H25～) | ・ツキノワグマによる林業被害の把握 ・堅果類豊凶指数の把握 ・捕獲技術等の開発件数 | H21～23 桐生市における林業被害の状況を把握 H21～23 県内堅果類の豊凶状況を把握 H24 シカ専用GPS首輪の開発 H24 シカ捕獲技術(誘引試験)の効果確認 H24 野生鳥獣情報情報システム(Web-GIS)の開発完了(行政システムへ移行) | H24～26 全県における林業被害の状況を把握 H24～26 県内堅果類の豊凶状況を把握 H25 シカ専用GPS首輪の実用技術の確立 H25 新たなシカ捕獲技術の実証 | 左同 | 3,004 | 8,599 | 2,713 | 4 | 吾妻郡等の被害状況調査を把握し、5年毎の広がり方について評価した。その情報に基づき、現地調査を行い桐生市などとの差異について検討を加えた。 堅果類の豊凶状況を把握し、凶作である事を明らかにし、大量出没予測を関係機関に通知した。また、Web-GISによる出没予測を同時に行い、新たな予測技術について確立した。 民間と共同研究により、リアルタイムで生息位置が分かるシカ専用GPS首輪を開発し、4頭について実証した。 | 4 | クマによる剥皮は現在も拡大しており、適切な把握を行うことで、積極的な防除対策に資することができる。堅果類の豊凶については、大量出没を予測する上で重要な取り組みであり、行政情報としての必要性も高い。 リアルタイムGPS首輪については、県内ニホンジカについて、過去において全く基礎情報がなく、シカの捕獲対策、防除対策にとって必要なものとなっている。また、民間企業と連携することで、コスト面、技術面でも有効性が高い。 H26については、H25より本格的に取り組んでいる新たな捕獲技術の普及を図るためにも継続的に事業の実施が必要である。 | | | | | |
| | | | 鳥獣害防止 | | 農政部 | 技術支援課 | 各市町村における被害防止計画に基づく取組を支援するとともに、市町村域、県域をまたぐ広域的な連携を図る。また、被害農業者を対象とした捕獲等の支援を実施する。 | 野生鳥獣による農作物被害金額 | H22:531百万円 H23:560百万円 H24:477百万円 | 325百万円 | 317百万円 | 300百万円 | 168,000 | 167,840 | 153,019 | 4 | 鳥獣被害防止総合対策交付金(東日本大震災農業生産対策交付金を含む) ・推進事業:捕獲、被害防除等 地区数:14 ・整備事業:侵入防止柵整備 地区数:14 鳥獣害防止農業者支援事業 ・捕獲機材整備(6市町村) ・サル被害防止対策(5市町村) 北関東磐越五県 農作物被害対策連携協議会(連携会議1回、WG2回) 日本獣医生命科学大学との連携 ・「野生動物対策推進に関する包括連携協定」の更新 ・同大学群馬ステーションの設立 ・特定鳥獣被害対策調査・分析事業を業務委託 | 4 | 鳥獣による農作物被害額は、依然高い水準で推移し、被害地域も拡大していることから、市町村や地域協議会等と連携して、捕獲・侵入防止・環境整備を組み合わせた、総合かつ広域的な取組を継続的に実施する必要がある。 また、大学等の専門機関と連携し、被害発生メカニズムの解明や新たな対策技術の開発など、科学的・効果的な取組を推進する必要がある。 | | | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>4

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業 (E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性 (H26年度予算への対応) | | | | | | | |
|--|--------|--------|------------------------|-------|-------|--------|--|--|---|----------------|----------------|---------------------|---------|----------------------------|-------------------|--|---------|---|------|--|------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | | 評価の考え方 | 評価区分 | 評価の考え方 | 評価区分 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | |
| | | | 鳥獣被害対策支援 | | 農政部 | 技術支援課 | 鳥獣被害対策支援センターの現場対応力を強化するため、日本獣医生命科学大学と連携し、住民との合意形成や侵入防止柵等による地域ぐるみによる被害対策を支援し、あわせて、被害対策指導者の育成に取り組む。 | 野生鳥獣による農作物被害金額 | H22:531百万円 H23:560百万円 H24:477百万円 | 325百万円 | 317百万円 | 300百万円 | 18,932 | 17,369 | 17,591 | 鳥獣害に強い集落づくり支援事業 ・実施カ所数 :13カ所 (H23:15カ所) 鳥獣被害防止対策(指導者育成)基礎研修 ・参加人数 145人(H23 259人) 鳥獣被害対策指導者実技研修(地域被害対策専門技術者育成) ・参加人数 413人(H23 80人) 農業後継者(実業高校生徒等)研修 ・参加人数 180人 農作物加害獣生息・被害調査 ・嬉志村カモシカ、沼田ツキノワグマ調査 | 4 | 鳥獣害に強い集落づくり支援事業については、県内各地域にモデル地区を設置して被害対策を行っており、成果が現れ始めたところもある。今後は事業の効果検証をしっかりと行い、この成果を周囲に展開し、広域的な取組体制を作り上げていく必要がある。 一方で、広域的な被害をもたらす有害鳥獣の調査・研究を行い、専門的な知識や技術を持った地域の指導者の育成に取り組む、地域が自ら被害対策を実施・運営していける体制づくりを支援する必要がある。 | 4 | モデル地区の設置については鳥獣被害対策を効果的にするため、直接の被害者以外も巻き込んだ地域全体での取り組みを推進するため、継続。また、調査・研究とその成果を活かし、地域での専門家を養成するため継続。 | |
| | | | 特別天然記念物カモシカ食害対策調査 | | 教育委員会 | 文化財保護課 | カモシカ保護地域において、カモシカの生態や食害等の調査を行う。H24年度は、越後日光三国山系カモシカ保護地域において、特別調査を行う。 | カモシカ調査(越後日光三国山系及び関東山地)の実施回数(調査延べ日数/人数) | H22 :42日/84人 H23 :42日/84人 H24 :6日/12人 | 6日/12人(関東山地のみ) | 6日/12人(関東山地のみ) | 42日/84人 | 4,936 | 17,498 | 593 | カモシカ調査員を委嘱し、中之条町・みなかみ町・沼田市・片品村・上野村において、カモシカの生息状況等の調査を行った。 | 4 | 特別天然記念物であるカモシカを保護していくため、生態調査や食害調査を継続して実施していくことが不可欠である。 | 4 | 地域社会と野生動物の共存を図るためにも、生態調査や食害調査は必要であるため、継続。 | |
| (2)水環境等の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 河川水質の向上や生物多様性の保全等に資するため、公共用水域の水質監視や工場排水規制の実施等の水環境を再生する取組を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 公共用水域水質測定調査 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 河川・湖沼などの公共用水域の水質を保全するため、水質の常時監視を実施する。H24年度からは水道法の改正を受けて環境基準化が検討されている大腸菌数を測定開始、H25年度からは新しい環境基準であるノルマフェールとLASの測定を開始する。 | 公共用水域水質測定調査環境基準達成率 | H22 :77.5% H23 :77.5% H24 :75.0% | 80%以上 | 80%以上 | 85% | 7,239 | 7,121 | 6,294 | 河川40地点で水質調査を実施した。(31地点でBOD水質環境基準を達成【速報値】) 湖沼12地点で水質調査を実施した。(9地点でCOD水質環境基準を達成【速報値】) | 3 | 水質汚濁防止法に基づき、河川・湖沼の汚濁状況の常時監視を行うことは、県民の健康と生活環境を守る上で基礎的な事業で、必要不可欠である。 加えて、LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸)が環境基準に追加されたため、この調査測定も必要である。 | 3 | 水質汚濁防止法等に基づく水質の常時監視に必要となる経費であり、継続。 新たに環境基準に追加されたLASについても監視を行う必要がある。 | |
| | | | 環境審議会水質部会の運営 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項を、知事の諮問に応じて調査・審議。 | | | | | | 75 | 64 | 70 | H24年6月22日、8月30日及びH25年1月18日に環境審議会水質部会を開催し、利根川水系のホルムアルデヒド検出事案への対応及び次年度に実施される水質測定計画等について審議を行った。 | 4 | 水質汚濁防止法に基づき、水質の汚濁の防止に関する重要事項について、環境審議会(水質部会)で審議し、意見をいただいている。 | 4 | 重要事項への対応にあたり、専門的な見地からの意見を反映させることは重要であり、継続。 | |
| | | | 工場・事業場排水対策 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 公共用水域の水質を保全するため、改正法の周知とあわせて、工場・事業場への立入調査や排水水質検査を実施し、水質汚濁負荷の減少を図る。 | | | | | | 1,478 | 1,254 | 1,265 | 延べ265事業場について排水基準等の遵守状況調査に係る監視指導を実施した。 | 4 | 水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場に対し監視指導を行うことは、県民の健康と生活環境を守る上で必要不可欠な事業である。 | 4 | 水質汚濁防止法等に基づく工場・事業場の立ち入り調査等に必要となる経費であり、継続。 | |
| | | | 発生事案対策 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 河川・湖沼などの公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁事故へ対応。H24年5月の利根川水系ホルムアルデヒド検出事案を受け、関係機関の連携体制を強化する。 | | | | | | 1,270 | 2,314 | 1,131 | H24年度に発生した78件の水質汚濁事故について、下流の利水関係機関に情報伝達を行い、併せて被害抑制及び発生防止の措置を実施した。 | 4 | 水質汚濁事故時の緊急対応は、水道水等の利水障害の被害抑制・発生防止など県民生活の安全・安心に密接に結びついており、必要不可欠である。 | 4 | 水質汚濁事故が発生した際の緊急対応のための経費であり、継続。 | |
| | | | 水生生物調査 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 指標生物の生息状況を調査することで、子ども達に水環境保全に対する啓発・環境教育を行う。 | | | | | | 88 | 71 | 88 | こどもエコクラブ等4団体が調査を実施し、子供に対する水環境保全の啓発等を行った。 | 4 | 子どもたちが川に親しみながら調査することができ、ぐんまの水環境に関する理解を深めるという意味でも必要な事業である。 | 4 | 子どもたちが水環境保全の大切さ等について、主体的に学ぶことを支援する事業であり、継続。 | |
| ■ 生活環境、水環境の改善の観点から、汚水処理人口普及率の向上に向けて、汚水処理施設を整備するなど、効果的・効率的な取組を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 下水道推進対策(一般会計) | | 県土整備部 | 下水環境課 | 下水道を整備・普及することにより、快適で衛生的な住環境を確保するとともに、公共用水域の水質を維持改善する。 | 汚水処理人口普及率 | H22 :73.0% H23 :74.3% H24 :74.9% | 80.4% | 83.3% | 86.7% | 797,901 | 791,831 | 601,999 | 下水道推進対策 5,471千円 汚水処理啓発PR(水よみがえれ！キャンペーン)、下水道事業団補助 市町村下水道費補助 80,400千円 市町村単独下水道への事業補助 農業集落排水 153,871千円 浄化槽対策 362,257千円 3,288基設置補助 | 4 | 公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽整備へ県費補助を行う「汚水処理人口普及率ステップアッププラン」は平成25年度末で終了する。(H23からは浄化槽エコ補助金を含む) これまでの実施状況から普及率向上の支え等の効果が確認された。 全国的に汚水処理人口普及率が下位(平成24年度末37位)にある本県としては、継続して市町村の汚水処理の普及促進を図っていく必要があるため、プランの継続を含め制度のあり方を検討する。 | 2 | 現行の「汚水処理人口普及率ステップアッププラン(市町村への補助率上乗せ等)」は、最終年度であるH25年度をもって事業期間の終了に伴い廃止。(事業としては、公共下水道整備における市町村補助について、ステップアッププランによる上乗せ前の補助率に戻すなど縮小) H26年度以降の汚水処理人口普及率向上施策について、これまで普及率が計画どおり向上しなかった原因を分析するなど、施策の有効性を検証した上で、あり方を見直す必要がある。 | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>5

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 H24 決算 (千円) | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | |
|-------------|-----------|-----------|---|-----------|-------|-----------|--|----------------------------------|---|-----------------|------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------|-------------|---|------------|--|------------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規 /再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24 事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | 評価 区分 | 評価 の考え方 | 評価 区分 | 評価 の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | |
| | | | 下水道推進対策 (特別会計) | | 県土整備部 | 下水環境課 | 下水道を整備・普及することにより、快適で衛生的な住環境を確保するとともに、公共用水域の水質を維持改善する。 | 汚水処理人口普及率 | H22 : 73.0% H23 : 74.3% H24 : 74.9% | 80.4% | 83.3% | 86.7% | 9,215,985 | 8,930,163 | 6,787,079 | 4 | 汚水処理人口普及率について、目標値を達成できるよう今後も継続して事業を実施する必要がある。 | 4 | 汚水処理人口普及率向上のため、計画的に下水道を整備する必要があるため継続 | |
| | | | ■ 生活環境を保全し、県民の健康を守るため、大気汚染の防止等に取り組めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 地下水質測定調査 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 県内の地下水の汚染状況を監視するための水質測定を実施する。 | | | | | | 7,430 | 6,112 | 6,688 | 4 | 水質汚濁防止法に基づき、地下水の汚濁状況の常時監視を行うことは、地下水は飲用、事業用など様々な用途に用いられることから県民の健康と生活環境を守る上で基礎的かつ必要不可欠な事業である。 | 4 | 県民が安心して地下水を利用するため、水質汚濁法に基づき実施する測定調査であり、継続。 | |
| | | | 地下水・土壌汚染防止対策 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 土壌汚染対策法の周知徹底を行い、同法の円滑な施行を図る。 土壌・地下水汚染防止のため、有害物質を取り扱っている工場等を中心に立入指導を実施する。 | 地下水環境基準達成率 | H22:76.8% H23:79.5% H24:88.7% | 維持向上 | 環境基準達成率の向上を図る | 環境基準達成率の向上を図る | 1,549 | 1,229 | 1,075 | 4 | 土壌・地下水汚染防止のため、土壌汚染対策法に基づく汚染状況の把握、汚染があった場合の追加調査・対策・事業者指導は、県民の健康被害防止に必要不可欠な事務・事業である。 | 4 | 土壌汚染対策法に基づき実施する調査や指導、対策等の事業であり、県民の健康被害防止に資すると考えられるため継続。 | |
| | | | 特定地域土壌汚染対策 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 坂東工業団地周辺土壌・地下水汚染問題に関して、専門家会議の開催や対策時周辺環境モニタリングを実施する。 | | | | | | 5,864 | 5,000 | 453 | 4 | 地下水汚染が水道水源井戸まで及んでいることから、県民の健康への影響・不安を払拭するため、専門家会議の意見を踏まえ引き続き本事業の早期解決に向けて取り組む必要がある。 | 4 | 県民の不安を払拭するため、引き続き問題の解決に向けて取り組む必要があるため、継続。 | |
| | | 再掲 | 大気中微小粒子状物質(PM2.5)測定体制整備 | | 環境森林部 | 環境保全課 | H21年度に新たに環境基準が設定されたPM2.5について、常時監視に必要な測定体制を整備する。 また、PM2.5対策の基礎データを得るため成分分析等を行う。 | 県内における質量測定地点数および成分分析地点数 | ○質量測定地点数 (H23 測定開始) H23 1か所 H24 3か所 ○成分分析地点数 (H25 測定開始) | ○質量測定地点数 3か所 | ○質量測定地点数 8か所 ○成分分析地点数 2か所 | ○質量測定地点数 14か所 ○成分分析地点数 2か所 | 13,400 | 18,000 | 13,171 | 3 | 微小粒子状物質(PM2.5)測定機を東毛(太田市)、北毛(沼田市)に設置し、測定体制を整備するとともに、その基礎データの蓄積を行いPM2.5の発生原因等の究明を進め、国によるPM2.5低減のための有効な施策につなげていく必要がある。 | 4 | H25年度9月補正において、局舎への測定機の追加(3台)と移動観測車への測定機の整備(1台)を実施済みであり、観測体制の充実が図られている。測定箇所の追加等については、客観的なデータに基づいて必要性を十分検証の上、実施を検討すべき。 | |
| | | | (3)畜産臭気対策等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ■ 畜産臭気対策技術の県内畜産農家への普及を支援し、地域環境に配慮した畜産経営の確立を目指します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 地域と調和した畜産環境確立 | | 農政部 | 畜産課 | 畜産堆肥の利用促進を図るための、施設機械の整備を支援するとともに、畜産環境汚染問題の大半を占める悪臭の防止対策のため、家畜排せつ物発酵処理施設への脱臭装置の設置を補助する。 | 県等で開発した脱臭装置の設置台数 | H22:2基 H23:0基 H24:2基 | 5基 | 3基 | - | 29,208 | 22,899 | 11,956 | 4 | 耕畜連携による堆肥の流通・利用する機械類を6地区の整備について支援した。 脱臭装置2基、常緑樹の生垣1戸の整備を支援し、臭気対策を推進した。 畜産環境リース事業の附加貸付料の一部を補助し、整備の推進が図られた。 | 4 | 耕畜連携による堆肥の流通・利用及び排水処理対策並びに臭気対策への支援は、地域の生活環境保全及び畜産経営の安定に重要である。 | |
| | | | ■ 畜産バイオマスの利用促進に向け、たい肥化やエネルギー化などの支援を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 再掲 | 産学官連携の推進 | | 企画部 | 新エネルギー推進課 | 産学官共同研究のコーディネート、大学等研究シーズの技術移転を行うとともに、環境保全と畜産振興の両立を図るために開発した新技術の成果の実用化や普及を促進する。 | ①特許登録件数/出願件数(累計) ②商品化・実用化(累計) | ①特許登録件数/出願件数 H22: 5件/58件 H23: 15件/61件 H24: 21件/64件 ②商品化・実用化(累計) H22 : 5件 H23 : 5件 H24 : 5件 | ①17件/61件 ②7件 | ①19件/64件 ②8件 | ①20件/64件 ②10件 | 4,116 | 3,595 | 3,966 | 4 | 新技術成果の実用化、普及を促進するとともに、畜産バイオマス総合特区計画に基づき、低炭化・灰化装置の実証試験を実施 <脱臭装置> 宮崎県川南町に実証機設置 <炭化・灰化装置> 試験期間:平成25年1月~6月 鶏糞処理能力 10トン/日 | 4 | 地域結集事業で開発した新技術の実用化・普及を図ることで、畜産経営に伴う余剰たい肥、水質汚染、臭気などの課題解決を図るとともに、エネルギー自立型・環境調和型畜産の実現に寄与する。 | |
| | | | | | | | | | | | | 1 ふるさと群馬の素晴らしい環境を守る 小計 11,439,985 | | | | | | | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>6

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-------|-----------------|--|---|---|----------------------------|--|--|---------------------|-----------|--|---|---|---|--|--|----------|--------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | |
| 2 地球環境を守る持続可能な社会づくり (1)地球温暖化防止のための事業者・家庭・地域の取組 ■ 低炭素社会構築に向けた事業者による省エネ診断や省エネ改修などの取組を支援します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 地球温暖化対策実行計画推進 | 環境森林部 | 環境政策課 | H23年3月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図るため、「群馬県地球温暖化対策推進会議」を開催し、計画の進行管理を行う。 | 県内温室効果ガス排出量 | H22 17,225千t H23 H25年12月把握予定 H24 H26年12月把握予定 | - | - | H32年度の排出量 H19年度比▲ 28%(14,530千t) | 1,000 | 785 | 202 | 群馬県地球温暖化対策実行計画推進 部会開催(2回) | 4 | 計画では平成32年度までに平成19年度比で28%削減を目標としており、県として実行計画にある7つの重点施策を中心に今後の温暖化対策に取り組んでいく必要がある。 | 4 | 「群馬県地球温暖化対策実行計画」の削減目標達成に向けて、計画の進捗管理等は必要であり、継続。 | | |
| | | | 環境GS認定制度運営 | 環境森林部 | 環境政策課 | 事業者から排出される温室効果ガスの削減を図るため、中小事業者でも取り組みやすい本県独自の環境マネジメントシステムとして、環境GS(Gunma Standard)認定制度の運用と普及拡大を図る。 | 環境GS認定事業者数 | H22 年度末時点 1,191 H23 年度末時点 1,598 H24 年度末時点 1,923 | 年度末時点 1,850 | H25年度末時点 2,100 | H27年度末時点 2,600 | 6,466 | 5,716 | 6,294 | ・認定事業者数 1,923事業者 ・環境GS認定事業者支援事業(情報誌発行3回、研修会開催2回、省エネ技術セミナー6回開催、推進員派遣31件、など) ・GSステッカー作成 ・GSパンフレット作成 | 4 | 群馬県独自の環境マネジメントシステムである「環境GS認定制度」の普及拡大は、CO2排出の部門別で1/3以上と大きなウエイトを占める事業者部門(産業部門)の省エネ・省CO2を図るための重点施策と位置付けており、今後も引き続き事業者拡大を図る必要がある。 | 4 | 温室効果ガスの削減に向けた事業者の主体的な取り組みを促進する事業として、認定事業者も着実に増加してきており、継続。 | | |
| | | | 国内クレジット等普及推進 | 環境森林部 | 環境政策課 | 本県における国内クレジット等の普及推進を図るため、平成22年度に設立された「群馬県国内クレジットネットワーク連絡会議」を開催。 | 県内の排出削減事業計画提出数 | H22 累計23件 H23 累計32件 H24 累計40件 | 累計47件 | 累計62件 | 累計92件 | 146 | 117 | 91 | ・国内クレジット制度説明会の開催(1回) ・「群馬県国内クレジットネットワーク連絡会議」の開催(3回) | 4 | 低炭素投資を促進する「国内クレジット制度」は、京都議定書第1約束期間であるH24年度末で一旦終了した。国では、排出削減や吸収源対策を推進し、産業界の取組やCSR、カーボン・オフセット等の取組推進のために、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度との両制度を統合した新しいクレジット制度「J-クレジット」をH25年度から開始した。この制度の普及推進は、特に中小企業の温室効果ガス排出削減対策として重要であることから、ネットワーク連絡会議等を通して更なる普及に努める必要がある。 | 4 | 温室効果ガスの削減に向けた、企業のより積極的な取り組みを促すため、クレジット制度の普及啓発は必要であるため、継続。 | | |
| | | 再掲 | 「はばたけ!ぐんまの担い手」支援事業 | 農政部 | 農政課 | 長期利用可能な農業資材や低燃費な農業機械への買換え等、地球環境に配慮した取組を支援する。 | ①認定農業者数 H22:4,858人 H23:4,715人 H24:4,650人 ②農業法人数 H22:442法人 H23:465法人 H24:482法人 ③新規就農者数 H22:190人 H23:195人 H24:204人 | ①5,205人 ②502法人 ③200人 | ①5,270人 ②530法人 ③200人 | ①5,400人 ②580法人 ③200人 | 66,000 | 66,000 | 61,477 | 16市町村、54事業主体が行う農業用機械・施設の整備に対して支援を行い、本県農業の将来を担う力強い経営体を育成した。 | 4 | 認定農業者等の意欲ある担い手の育成、新規就農者等新たな担い手の確保、経営の多角化や法人化を進める経営体など本県農業の将来を担う力強い経営体を育成することを目的としているため引き続き実施する。 | 4 | 経営体の競争力強化を目的とした補助事業であり継続。 県内の力強い担い手の育成につながるよう、補助要件は不断の見直しが必要。 | | | |
| ■ 地球温暖化防止県民アクションなど温室効果ガス削減のための家庭や地域における省エネルギー行動を展開します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 地球温暖化防止県民アクション推進 | 環境森林部 | 環境政策課 | 地球温暖化防止について、県民誰もがすぐできる具体的な行動例をリーフレットにまとめ、自ら行動することによる意識啓発を図る。H25は児童・生徒用にも子ども版のみとする。 | リーフレット報告者数(延べ人数) | H22 15,792人 H23 12,548人 H24 12,029人 | 12,000人 | 5,000人 H25からは児童・生徒用にも子ども版のみとするため目標値変更 | 5,000人 H25からは児童・生徒用にも子ども版のみとするため目標値変更 | 2,956 | 917 | 2,627 | リーフレット「ストップ温暖化!県民アクション」に取り組むことで二酸化炭素の削減量を実感してもらった。 ・参加者数:一般(3日間)7,621人 子ども(30日間)4,408人 | 4 | 県の環境基本計画において環境教育・環境学習の指標となっており、基本的な事業として継続的に実施する必要がある。今後の取組については、児童・生徒用に特化したことにより、一層事業の継続性が重要である。 | 4 | 環境保全のための身近な取り組みとして、レジ袋削減等は重要であり、引き続き県民と連携した取り組みを推進する必要があるため継続。 | | |
| | | | 家庭の節電・省エネ推進プロジェクト | 環境森林部 | 環境政策課 | 電力需給問題を契機として、家庭における温暖化対策を強力に推進するため、県・市町村が連携して「家庭の節電・省エネ推進プロジェクト」を推進する。 | 家庭部門の二酸化炭素排出量 | H22 2,664千t H23 H25年12月把握予定 H24 H26年12月把握予定 | - | - | H32年度の排出量 H19年度比▲ 26%(2,044千t) | 996 | 594 | 1,273 | ・「ぐんまちゃんのじょうずな節電・省エネアクション」作成(夏・冬用各7,500部) ・節電出前講座開催(53回) | 4 | 震災に端を発した電力不足は、今後も当面続き、国からも家庭に対して節電の要請があるものと思われる。これまでの節電の取組経験やその実績を活かし、引き続き家庭における節電・省エネの普及推進やその定着化を図る必要がある。 | 4 | 節電・省エネに社会全体で取り組むためには、各家庭に対する普及啓発が不可欠であり、継続。 | | |
| | | | レジ袋削減推進 | 環境森林部 | 環境政策課 | 協議会を運営し、環境にやさしい買い物スタイルを普及させることで、家庭におけるライフスタイルの見直しを推進する。 | 「県レジ袋削減推進協議会」参加事業者数 | H22 14事業者 H23 14事業者 H24 14事業者 | 20事業者 | 20事業者 | 32事業者 | 800 | 100 | 800 | 「環境にやさしい買い物スタイル」の普及促進へと方針展開が決定され、まずは様々な手法によるレジ袋の削減を中心とした取組を行う決定がなされたことから、当面の啓発活動等に必要となる経費を負担金として拠出した。 | 3 | 環境にやさしい買い物スタイルを普及させるため、協議会による取り組みは重要であり、暫時停滞していた活動が活発化することが期待されており、引き続き事業実施していく必要がある。 | 4 | 環境にやさしいライフスタイルの普及に取組む協議会への負担金であり、継続。 より多くの事業者に、協議会への参加を促す必要がある。 | | |
| ■ 森林が有する二酸化炭素吸収・貯蔵機能を発揮させるための森林の適切な整備・保全、木材利用等を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 再掲 | 森林整備 | 環境森林部 | 林政課、森林保全課、緑化推進課 | 森林の有する多面的な機能の保全を図るため、造林や間伐などの森林施策の実施を支援する。 | 森林整備面積 | H22 6,157ha H23 5,607ha H24 4,524ha | 7,000ha | 7,000ha | 1,011,658 | 1,011,658 | 1,094,730 | 1,069,949 | 平成24年度は、4,524haの植栽、下刈、間伐等の作業の支援を行い、森林の公益的機能の発揮及び森林生産力の増進を図ることができた。 (事業別実績) ・補助公共造林 … 1,252ha ・単独森林整備 … 452ha ・森林活性化対策 … 95ha ・間伐促進強化対策 … 572ha ・加速化間伐 … 729ha ・補助公共治山 … 731ha ・保安林リフレッシュ … 274ha ・水源宝くじ … 65ha ・その他 … 354ha | 4 | 森林生産力の増進及び、森林の公益的機能の発揮を図るため、今後も森林整備を推進する必要がある。 | 4 | 森林のもつ多面的な機能の維持・発揮のために、継続。 事業箇所の選定にあたっては、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討すること。 | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>7

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-----------|-------|--|--|---|--|--------------|--------------|--------------------------------------|---------|---------------------------|--|--|---|--|---|---|--------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 (過去3年間) | | | 目標値 | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | | |
| | | | 林業技術開発 | 環境森林部 | 林業試験場 | ・県産材を利用した住宅用内装材の開発 ・大径材の有効利用技術の開発 ・県産ヒノキ中目材の用途開発 ・県産スギ平角材の強度性能に関する研究 ・ぐんま型木製ガードレールの維持管理技術の開発 | 県産材の利用技術開発及び新たな材料開発に関する調査研究を行い、県産材の需要拡大を図る。 | H22 : 3件 H23 : 4件 H24 : 5件 | 5件 | 5件 | 5件 | 4,354 | 4,176 | 3,441 | 4 | 節や色調の強コントラスト等スギ材が持つ欠点をカバーする壁材を試作した。 大径材から心去り柱(割角)を製材し、その特性を把握した。 西毛産ヒノキ中目材から製材した平角材の含水率や強度性能等の特性を把握した。 東毛産及び西毛産スギ平角材の含水率や強度性能等の特性を把握した。 設置2年後ぐんま型ガードレールの劣化状況を確認した。 | 4 | 外材から県産材への需要構造を転換し、地産地消・県内消費の拡大を図るため、利用技術開発や、新たな材料開発に関する研究を継続的に進める必要がある。 県産木材を活用した事例としては、木製遮音壁が北関東自動車道に延長5kmに渡って設置されているほかぐんま型ガードレールが21世紀の森などに設置されている。また、住宅用内装材の「ヒコケール」が不燃材料の認定を受け、商品化されているなど県民生活の基盤整備のための技術開発を行っている。 | 4 | 新たな利用技術の開発等を通じて、県産材の利用増加に貢献する事業であり、継続。 研究テーマの設定に当たっては、技術の普及や実用化の見込みについても十分な検討が必要。 | | |
| (2)低炭素社会構築に向けた交通対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ エコドライブの普及促進、電気自動車等の次世代自動車の導入等促進など自動車からの温室効果ガス排出を抑制するための取組を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | エコドライブ普及推進 | 環境森林部 | 環境政策課 | 自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、事業者団体等で構成される「エコドライブ推進協議会」に参加し、県内におけるエコドライブの普及を推進。 | 県内運輸部門の二酸化炭素排出量 | H22 4,916千t H23 H25年12月把握予定 H24 H26年12月把握予定 | - | - | - | H32年度の排出量 H19年度比▲ 18%(4,176千t) | 400 | 320 | 400 | エコドライブセミナー(建設機械の省エネ運転等)の開催(1回) エコドライブイベント(グリーンエコフェスティバル)の開催(1回) | 4 | 運輸部門からのCO2排出量が全国よりも11.4ポイント高い本県の温暖化対策を進めるためには、エコドライブの普及推進は欠かせない。継続した普及啓発活動を行う必要がある。 | 4 | 運輸部門における温室効果ガスの削減に取り組む協議会に対する負担金であり、継続。 | | |
| ■ 「群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会」を中心に、産学官が連携して、電気自動車等の普及や地域振興に向けた積極的な取組を検討・実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 電気自動車普及推進 | 環境森林部 | 環境政策課 | 「県電気自動車等普及推進連絡協議会」を運営し、県内の電気自動車等の普及を推進する。 | 県内運輸部門の二酸化炭素排出量 | H22 4,916千t H23 H25年12月把握予定 H24 H26年12月把握予定 | - | - | - | H32年度の排出量 H19年度比▲ 18%(4,176千t) | 404 | 234 | 975 | 「群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会」の開催(1回) 「ぐんま急速充電マップ」作成(5,000部) EV、PHV試乗会開催(4回) EV、PHVサミット開催(新潟) | 3 | 環境に対する負荷の少ない電気自動車等の普及推進は、全国でもトップクラスの自動車社会といわれる本県の温暖化対策を進めるためにも急務である。急速(36箇所)・普通(75箇所)EV、PHV試乗会開催(4回) EV、PHVサミット開催(新潟) | 4 | 温暖化対策において、環境負荷の少ない電気自動車の普及を促進することは有効であり、継続。 県内における電気自動車の普及を促進するため、国による補助制度の周知等を通じて、民間におけるインフラ整備を促進する必要がある。 | | |
| ■ 自動車利用からの転換を図るため、公共交通の利便性の向上を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 総合交通政策 (公共交通機関利用促進) | 県土整備部 | 交通政策課 | 「エコ通勤」の実施、新入高校生向けリーフレットの配布、公共交通教室の開催、バス情報の提供等を通じ、公共交通機関の利用促進を図る。 | 「エコ通勤推進事業」におけるマイカー通勤者からの転換者数 | H21 : 延べ3,537人 (対象:前橋市内、7日間) H22 : 延べ11,433人 H23 : 延べ11,996人 H24 : 延べ8,469人 | 12,000人 | 未定 | 未定 | 3,078 | 2,029 | 2,345 | エコ通勤を推進したほか、新入高校生に対するリーフレット配付や小学生に対する公共交通教室の開催、インターネット上での分かりやすい交通情報の提供などを行い、公共交通機関の利用促進を図った。 | 4 | 引き続き、公共交通の利用を促進し、県民の足の確保と地域の活性化に役立てる。 | 4 | 環境負荷の少ない公共交通機関の利用促進を進めていく必要があるため継続。 「エコ通勤推進事業」におけるマイカー通勤者からの転換者数が、前年度に比べ大幅に減少したことから、原因を分析することが必要である。 | | | |
| (3)再生可能エネルギーへの転換 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 日照時間の長さやバイオマス資源等に恵まれた本県の特性を活かし、太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入促進を支援します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 太陽光発電等推進 | 新規 | 企画部 | 新エネルギー推進課 | 本県の特色を活かし、新エネルギーによる新たな電力の創出に取り組む「電源群馬プロジェクト」を推進するなかで、県民が県有施設を活用した太陽光発電設備等の設置に取り組む。 | 県有施設への太陽光発電設備等の設置 | - | - | - | 県有施設への太陽光発電設備等の設置 | - | 100,000 | - | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | | |
| | | | 住宅用太陽光発電設備設置推進補助 | 環境森林部 | 環境政策課 | 県民が設置する住宅用太陽光発電設備に対し、県がその費用の一部を補助することにより、県内における再生可能エネルギー導入の促進と家庭部門での温室効果ガスの抑制を図る。 | 県内の住宅用太陽光発電設備設置件数 | 県補助(国資料) H22 3,513件(4,091件) H23 5,443件(6,245件) H24 7,746件(7,719件) ※繰越は翌年度計上 | 10,000件 | 10,000件 | 10,000件 | 800,000 | 600,000 | 531,439 | 住宅に太陽光発電設備等を導入する個人に補助金を交付した。 ・H23年度繰越交付件数:883件 ・H24年度内交付件数:6,863件 ・H25年度へ繰越:26件 | 4 | 再生可能エネルギー導入目標の達成に向けてH27年度まで毎年1万件的目標を設定している。補助制度全般については国補助・設備価格などの動向を見ながら見直しをする。 | 4 | 国の補助制度の動向、設備価格や売電価格の状況等を踏まえ、補助単価の設定等について、必要な見直しは検討することとし、継続。 | | | |
| | | | 住宅用太陽光発電設備導入推進 | 環境森林部 | 環境政策課 | 住宅用太陽光発電設備設置推進補助事業に係る諸経費。(人件費、消耗品費、通信費等) | 県内の住宅用太陽光発電設備設置件数 | 県補助(国資料) H22 3,513件(4,091件) H23 5,443件(6,245件) H24 7,746件(7,719件) ※繰越は翌年度計上 | 10,000件 | 10,000件 | 10,000件 | 13,583 | 14,209 | 12,931 | 住宅用太陽光発電の補助事業に係る業務を行った。啓発資料の作成配布、書類等の受付審査など。 | 4 | H25年度で事業の大幅な簡素化が実施できたことから、今後、実際の業務量の多寡に応じた体制を検討していく。 | 4 | 補助金申請書類の受付・審査等を行う臨時職員の人件費等であり、継続。 | | | |
| | | | 新エネルギー推進 | 一部新規 | 企画部 | 新エネルギー推進課 | 太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの導入を推進するため、普及・啓発及び導入支援を行うとともに、スマートコミュニティの研究を行う。 小水力発電設備の導入を予定している市町村等に対し、概略設計費等を補助(補助率1/2以内)。 | マイクロ水力発電(100kW以下)導入箇所数(累計) | H22 : 19箇所 H23 : 23箇所 H24 : 23箇所 | 22箇所 | 24箇所 | 25箇所 | 25,000 | 22,817 | 17,031 | 小水力発電導入に係る調査支援事業補助金を9件補助。 地中熱利用システム導入モデル支援事業補助金を3件補助。 太陽光発電事業マッチングを2回開催。 | 4 | 新エネルギーの導入促進に向け引き続き取り組んでいく必要がある。 | 4 | 本県の豊富な水資源を活かした、小水力発電の導入を促進する目的で実施している調査支援事業補助金は、事業化の可能性を探るものであるため、継続。 | | |
| | | | バイオマス活用推進 | 環境森林部 | 環境政策課 | 県バイオマス活用推進計画(H24.3策定)に基づき、本県の地域特性に応じた効果的なバイオマスの活用を推進する。 | バイオマス利用率 | H22 71% H23 72% H24 H25年11月頃把握予定 | - | - | - | H33年度 81% | 177 | 444 | 61 | 種別ごとの利用状況を把握した上で、有識者を構成員とする「バイオマス活用推進委員会」において点検・評価を行った。 | 4 | バイオマス活用推進計画(計画期間:H24年度~H33年度)の達成に向けた実効性を高めるため、進行管理を継続していく必要がある。 | 4 | 計画を着実に進めていくための進捗管理は重要であり、継続。 | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>8

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|------------------------|-------------|-------|------------|--|--|---|---------------------|---------------------|---------------------|-----------|---------------------------|-------------------|---|----------|---|----------|---|---|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 (過去3年間) | | | 目標値 | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 | | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | ※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続 | |
| | | | 林業県ぐんま確立対策 | | 環境森林部 | 林業振興課 | 森林県から林業県への飛躍を図るため、低コスト林業の確立及び県産材製品の高品質化に必要な機械施設等の整備に助成するとともに、低質材の全量買取及びエネルギー利用を促進する。 | ①素材生産量 ②人工乾燥材生産量 | H22 189千m3 H23 208千m3 H24 216千m3 H22 40千m3 H23 39千m3 H24 37千m3 | ① 220千m3 ② 43千m3 | ① 240千m3 ② 45千m3 | ① 300千m3 ② 50千m3 | 24,800 | 21,500 | 24,800 | 低コスト林業確立対策事業 ・高性能林業機械の改良・整備等7件 県産材高品質化促進事業 ・木材乾燥施設等整備 5件 パーク利用拡大推進事業 ・パーク利用拡大実証試験の実施 | 3 | 本事業は、林業生産性の向上、木材加工の高度化等に資する機械施設に対する支援であり、近年の国庫補助事業の削減で、事業の必要性が高まっており、継続的な予算措置が必要である。 なお、木質バイオマス製品供給施設整備、木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設等の整備に対し助成拡充を図る。 | 4 | 県産木材の生産・活用を促進するため、高性能機械等の整備は必要であり、継続。 木質バイオマス関連施設に対する助成の拡充については、必要性について十分な検討が必要。 | | |
| ■ クリーンエネルギーとしての水力発電の開発、維持等に取り組みます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 電力供給事業 | | 企業局 | 発電課 | 発電所の設備整備及び修繕を行う。 | 水力発電所の設備整備及び修繕に要する経費 | H22:1,295,108千円 H23:1,243,599千円 H24:1,199,084千円 | 2,359,044 | 2,443,454 | 4,791,859 | 2,359,044 | 2,443,454 | 1,199,084 | 矢倉・鬼石発電所の水車発電機分解点検工事や下久保、奈良俣発電所の機器更新工事を行い、機能の維持と向上を図った。 | 4 | 県民のライフラインである電力の安定供給のため、引き続き発電設備の適切な維持管理及び機能の維持・向上のために必要な更新・改良工事等を実施していく。 | 4 | 発電設備の適切な維持管理に必要であるため、継続。 | | |
| | | | 発電所の新規開発 | | 企業局 | 発電課 水道課 | ハツ場発電所、田沢発電所、板倉ニュータウン太陽光発電所の建設及び新規開発地点の調査を実施する。 また、新たに、平成25年度から新田水道発電所の建設に着手する。 | 新規発電所の建設に要する経費(板倉ニュータウン太陽光発電所は平成25年度、新田水道発電所は平成26年度運転開始予定) | H22:545,694千円 H23:367,797千円 H24:409,073千円 | 309,673 | 1,591,470 | 8,989,405 | 309,673 | 1,591,470 | 409,073 | 水力発電所及び太陽光発電所の建設を以下のとおり行った。 (水 力)ハツ場発電所 45,617千円 田沢発電所 62,316千円 (太陽光)板倉ニュータウン太陽光発電所 301,140千円 | 3 | 電源群馬プロジェクトの一環として、再生可能エネルギーの活用を推進し、循環型社会の形成とエネルギー自給率の向上に寄与するため、引き続き水力発電所や大規模太陽光発電所などの新規開発に取り組んでいく。 | 3 | 県として新たな再生可能エネルギーの導入促進に積極的に取り組むことが必要である。 | | |
| | | | 新エネルギー推進 | 一部新規/ 再掲 | 企画部 | 新エネルギー推進課 | 太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの導入を推進するため、普及・啓発及び導入支援を行うとともに、スマートコミュニティの研究を行う。 小水力発電設備の導入を予定している市町村等に対し、概略設計費等を補助(補助率1/2以内)。 | マイクロ水力発電(100kW以下)導入箇所数(累計) | H22 :19箇所 H23 :23箇所 H24 :23箇所 | 22箇所 | 24箇所 | 25箇所 | 25,000 | 22,817 | 17,031 | 小水力発電導入に係る調査支援事業補助金を9件補助。 地中熱利用システム導入モデル支援事業補助金を3件補助。 太陽光発電事業マッチングを2回開催。 | 4 | 新エネルギーの導入促進に向け引き続き取り組んでいく必要がある。 | 4 | 本県の豊富な水資源を活かした、小水力発電の導入を促進する目的で実施している調査支援事業補助金は、事業化の可能性を探るものであるため、継続。 | | |
| | | | 水力発電施設周辺地域交付金 | | 企画部 | 土地・水対策室 | 水力発電所のうち運転開始後16年目以降の発電所(貯水池等を含む。)の所在する市町村に対し、最長40年間、発電所の発生電力量に応じて、道路整備、社会福祉等の地域振興に関わる幅広い事業に対し交付金を交付するもの。 | 交付対象となる発電所数 | H22:64発電所 H23:64発電所 H24:65発電所 | 65発電所 | 65発電所 | 69発電所 | 236,569 | 236,567 | 236,190 | 電源立地地域対策交付金 交付対象 16市町村 交付金額 235,353千円 実施事業 道路補修16件、 保育所運営6件、消防防災整備6件、 水道更新1件、スポーツ施設補修1件 交付金事務費 837千円 | 4 | 本事業は、水力発電施設の地域住民の福祉の向上を図り、水力発電用施設の設置及び運転の円滑化に資する国10/10の交付金であり、継続して実施していく必要がある。地域住民が必要とする事業に充当され、住民生活の利便性向上、地域活性化に寄与している。 | 4 | 水力発電施設の設置・運営を継続し、地域住民の協力を得て安定的な電源を確保していくための事業であり、継続。 | | |
| (4)地球温暖化防止のための普及啓発 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 県民、事業者、行政などすべての主体が連携し、地球温暖化防止の知識や行動について、普及啓発を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 移動環境学習車「エコムープ号」運営 | | 環境森林部 | 環境政策課 | 県に登録された環境学習サポーターが、環境学習機材を搭載した移動環境学習「エコムープ号」に乗って学校等に出向き、体験型の環境学習を行う。 | 動く環境教室受講者数(累計) | H22 77,395人 H23 87,296人 H24 92,646人 | 累計94,000人 | 累計99,000人 | 累計109,000人 | 2,720 | 2,180 | 1,824 | 体験を通じながら環境問題楽しく学習するための機材を搭載した移動環境学習車「エコムープ号」を運営。要望が多いため、H24年度は対象を主として小・中学校に絞って出動し、「動く環境教室」を実施した。 実施件数 80件 対象者数 5,350人 | 4 | 毎年出動要望が増加、地域の環境学習サポーターが講師を務めるなど、学校・行政・県民が協力連携した事業となっており、継続して実施する必要がある。 | 4 | 県民からの要望も多く受講者数も伸びている等、環境に対する意識啓発の重要なツールとなっており、継続。 | | |
| | | | 環境サポートセンター運営 | | 環境森林部 | 環境政策課 | 環境についての疑問や質問を受け付ける県の総合窓口として、資料提供や「エコムープ号」の申込受付など小中学校等の環境学習を支援。 | 動く環境教室受講者数(累計) | H22 77,395人 H23 87,296人 H24 92,646人 | 累計94,000人 | 累計99,000人 | 累計109,000人 | 4,143 | 4,259 | 4,124 | 環境学習の担い手を支援した。環境アドバイザー等別掲される事業以外の一例として、地域環境学習事業では、身近な場所で様々なテーマの講演・討論会、学習会、見学会等が実施され、参加者の環境に対する関心を高めた。 | 4 | 環境活動推進のため、様々な主体の連携をとるための拠点機能・中心的組織としての取組が期待され、その機能強化が望まれる。現状では太陽光発電補助金の業務が大部分となっているため、業務見直しの中で検討を図っていく。 | 4 | 環境活動推進のための拠点という本来の目的に沿った取り組みができるよう、業務の見直しを行うこととし、継続。 | | |
| | | | 地球温暖化防止活動推進員支援 | | 環境森林部 | 環境政策課 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地球温暖化防止活動推進員」の委嘱を行うとともに、「地球温暖化防止活動推進員」が地域において地球温暖化防止の活動を行うために必要な情報の提供や研修を実施。 | 地球温暖化防止活動推進員数 | H22 230人 H23 228人 H24 228人 | 230人 | 230人 | 230人 | 776 | 784 | 773 | ・地球温暖化防止活動推進員の活動支援(228名) ・地域別研修会の開催(5回) ・「推進員ニュース」の発行(3回) | 4 | 温暖化対策は地域における地道な活動が大切であり、「地球温暖化防止活動推進員」は、地域における温暖化対策活動(自治会、町内会での温暖化パンフレット配布、所属団体での節電研修の講師など)を機会がある毎に革新的に行っており、その活動を引き続き支援する必要がある。 | 4 | 法律に基づいて設置する「地球温暖化防止活動推進員」が、地域で実施する温暖化対策活動を支援するための事業であり、継続。 | | |
| | | | こどもエコクラブ活動支援 | | 環境森林部 | 環境政策課 | 地域で環境学習に取り組むこどもエコクラブの活動を支援する。 | こどもエコクラブ登録市町村 | H22 6市町村 H23 8市町村 H24 7市町村 | 20市町村 | 20市町村 | 全35市町村 | 555 | 446 | 340 | ・登録クラブ数 32クラブ、会員数3,027人 ・学習会開催 1回 85人(参加人数) ・交流会と壁新聞・絵日記(団体)展示1回 157人 | 4 | こどもエコクラブが自主的な環境活動を行うための事業として必要である。 | 4 | こども達が地域で環境活動に取り組むための制度として定着しており、環境教育の推進のために継続。 | | |
| | | | ぐんま環境学校(エコカレッジ)開講 | | 環境森林部 | 環境政策課 | 環境学習・環境活動のリーダーを養成するため、環境学校(エコカレッジ)を開講する。 | 修了者数 | H23 0人 H24 15人 | 累計20人 | 累計40人 | 累計80人 | 323 | 258 | 139 | 環境に関する基礎知識を習得するための講義とフィールドワークを実施。講師、受講生同士の交流により環境に関する意識と意欲を高めた。 ・講習:6日間 ・修了者:15人 | 4 | 地域における環境学習や環境活動について、自ら主体的にボランティア活動に取り組む意欲のある新たな担い手となる人材を公募・養成していく必要がある。 | 4 | 環境教育を行うための指導者育成は重要であり、継続。 修了者が環境活動に主体的に取り組むことを促すため、修了後のフォローアップが必要。 | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>9

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | |
|---|-------|-------|------------------------|-------|-----------|--|--|--|---|--------------|---------------------------------|-------------------------|-----------------|---------------------------|-----------------------|---|---|---|---|--------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | 評価区分 | 評価の考え方 | 評価区分 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | |
| | | | 環境アドバイザー育成 | 環境森林部 | 環境政策課 | 地域における環境保全活動のリーダーを県に登録し、活動を支援する。 | 環境アドバイザー登録者数 | H22 311人 H23 327人 H24 254人 | 336人 | 350人 | 411人 | 266 | 148 | 128 | 4 | 自主的な環境活動を行うアドバイザーへの研修や情報提供の場等として定着しており、引き続き事業を実施する必要がある。 | 4 | 研修や情報提供を通じて環境アドバイザーの自主的な活動を支援しており、地域における環境保全活動を推進するため、継続。 | | |
| | | | 森林環境教育推進 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 森林など緑とふれあう様々な体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるため、緑の少年団活動の支援や森林公園等での体験イベント、指導者養成などを実施。 | フォレストリースクール受講者数 | H22 1,144人 H23 1,324人 H24 1,995人 | 1,200人 | 2,200人 | 2,500人 ※既に目標達成 | 8,144 | 8,195 | 7,317 | 3 | 緑の少年団活動の活性化を図るため、運営費・活動費補助を実施。また学校への講師派遣を行うフォレストリースクールの実施等を通じて、森林・林業に係る体験活動・学習機会の提供を行った。 フォレストリースクール 26校、36回開催、参加者のべ1,995人 | 4 | 緑の少年団活動は、森林や環境に対する理解を深めてもらうため、子供たちの主体的な取り組みを推進する事業は必要であり、継続。 フォレストリースクールについては、現状でも開催回数に対して講師が不足している状態であり、開催回数の増加等の拡充は困難。講師数に応じた適正規模での開催を継続する必要がある。 | | |
| | | | 森林学習センター運営 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 森林学習施設と憩いの森を一体管理し、森林に関する知識や技術の習得、保養休息の場として提供することにより、森林・自然の機能や大切さを理解し、自然環境への意識向上や県民参加の森づくりへとつなげる。 | 来園者数 | H22 11,204人 H23 11,753人 H24 11,858人 | 11,700人 | 12,000人 | 13,000人 ※既に目標達成 | 13,117 | 13,288 | 11,617 | 3 | 各種行事の開催、展示館、研修館の活用促進等により県民の森林・林業の理解促進が図れた。 森林環境教育、森林学習の拠点施設として保健休養の場を提供する憩いの森や展示館、研修館の管理運営を行う必要があり、また各種行事の開催により、県民の森林・林業に対する理解の向上を図ることは極めて重要である。 事業の充実強化とともに、施設の老朽化が著しいため施設の改修を図る必要がある。 | 4 | 森林や自然の大切さを啓発するための拠点として、一定の役割を果たしており、継続。 実施を検討している施設整備に関しては、緊急性や必要性を十分検証することが必要。 | | |
| | | | 緑化推進対策 | 再掲 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 森林や緑を守り育てる大切さについて普及啓発を行い、緑豊かな郷土づくりを推進するため、県植樹祭をはじめとした様々な事業を実施。 | 県植樹祭参加者数 | H22 1,450人 H23 1,100人 H24 1,000人 | 1,000人 | 1,000人 | 県内持ち回りにより、幅広く県民参加を呼びかける | 5,638 | 5,418 | 5,299 | 4 | 緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及や啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。 | 2 | 緑化に関する意識啓発を通じて、県民の環境意識向上を図ることは必要な取り組みであり、継続。 巨樹・古木保全事業については、県として保全すべき対象を明確化し、対象となる木の本数等の実態を把握した上で、支援継続の必要性について検証が必要。 | |
| | | | 緑化センター運営 | 再掲 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化に関する普及啓発活動などを行うことにより、緑豊かでゆとりのある生活環境づくりを推進する。 | 来園者数 | H22 31,433人 H23 31,752人 H24 36,898人 | 32,000人 | 33,000人 | 35,000人 | 11,552 | 10,577 | 11,003 | 3 | 緑化推進の拠点施設として、県民、県・市町村職員及び緑化関係業界を対象に緑化講座等を開催し、緑化技術の普及や緑化意識の向上に努めた。 緑化講座等開催 21回、受講者 962人。 また、付随する平地林を活用し、県民や小中学生を対象に森林環境教育を実施し、森林・緑の重要性の理解の向上に努めた。 森林学習講座(森林環境教育)開催 10回、受講者565人。 | 4 | 森林の少ない東毛地域における森林環境教育等の拠点として、一定の役割を果たしており、継続した予算措置が必要。 実施を検討している施設整備に関しては、緊急性や必要性を十分検証することが必要。 | |
| (5)温室効果ガス削減のための率先実行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 温室効果ガス排出削減を率先して実行するため、県有施設の省エネ化を推進するとともに、事務・事業におけるエネルギー使用の削減を徹底します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 率先実行普及促進 | 環境森林部 | 環境政策課 | 県有施設へのESCO事業導入や公用車のエコカー更新などに率先して取り組み、省エネルギーと温室効果ガス排出の削減を推進する。 | 県庁における温室効果ガス排出量 | H22 123.1千t H23 130.6千t H24 H25年11月頃把握予定 | - | - | H32年度の排出量 H19年度比▲26%(97.9千t) | 2,625 | 159 | 1,135 | 4 | ESCO事業については、県有施設からのCO2や燃料コストを大きく削減できる手段として、引き続き実施する必要がある。 公用車の新規導入時や更新時に、より環境負荷の少ないエコカーを導入し、県が率先して環境への負荷の低減を進めているところであり、継続して実施する必要がある。 | 4 | 温室効果ガス排出削減のため、エコカーの導入は有効であるため、継続。 公用車の更新については、限られた予算の中で、必要性や緊急性を確認の上、優先順位を付けて実施すべき。ESCO事業については、費用対効果を十分検討したうえで、実施すべき。 | | |
| | | | 自然史博物館ESCO事業 | 新規 | 生活文化スポーツ部 | 文化振興課 | 設備改修等に要する費用を光熱水費や維持管理費の削減額で賄い、館の集中熱源や空調・照明機器等を改修・更新するほか、太陽光発電を導入する。 ・事業期間：H26～H38年度(13年度) ※H25は契約、工事、試運転等を実施 ・事業方式：シェアード・セイビング方式(民間資金活用で、県の初期投資が不要) | 省エネ率(一次エネルギー削減率) | - | - | 40.5% | - | 債務負担行為(781,235) | - | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 H24 決算 (千円) | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | |
|--|-----------|-----------|--------------------------------|-----------|-------|------------|--|---|--|--------------|--------------|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------|---|----------|--|----------|---|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24 事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | |
| | | | 省エネ改修推進枠 | | 環境森林部 | 環境政策課 | 節電効果を最大限高めるとともに経費の節減を図るため、県有施設における省エネ監査、改修を計画的に推進。 | 県庁における温室効果ガス排出量 | H22 123.1千t H23 130.6千t H24 H25年11月頃把握予定 | - | - | H32年度の排出量 H19年度比▲ 26%(97.9千t) | 50,000 | 45,000 | 48,782 | 夏期の電力不足に対する節電対策を重点とし、以下の改修を実施。 ・デマンド監視装置の設置 11施設 ・照明設備の高効率化 25施設 ・窓の遮熱フィルム貼り付け 16施設 (平成24年度の効果) ・電力使用量削減効果(252.301kWh/年) ・電力使用料金削減効果(5,046千円/年(投資回収年数約10年)) ・CO2削減効果(117.1t-CO2/年) | 4 | 温室効果ガス削減、省エネ・節電対策、経費節減の効果が約10年で投資回収できる。各施設からの実施要望が多いこと(予算額に対する要望額3倍)や、電気料金上昇の影響を考慮し、事業を継続し実施する必要がある。 | 4 | 温室効果ガス排出削減のため、県有施設における節電対策の推進は重要であり、継続。 事業実施に当たっては、投資回収年数など費用対効果の十分な検討を行うこと。 |
| ■ 公共建築物における木材利用を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 県有施設木造化推進事業 | | 県土整備部 | 建築住宅課 | 「公共建築物等木材利用促進法」に基づく県の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、「木造計画・設計基準」に準拠した県有施設の営繕工事を実施することにより、県産木材の積極的利用を図る。 | 木造化率(%) (木造とした棟数/法的に木造とすることが可能な施設の棟数×100) | H22 : 該当なし H23 : 100% H24 : 該当なし | 67% | 67% | 67% | - | 部局予算対応 | - | 既存改修工事、建築基準法等規制により、主要構造部を木造とする対象工事がなかった。 | 4 | 「公共建築物等木材利用促進法」に基づく県の方針に従い、県産木材の積極的利用促進を図る必要がある。 | 4 | 方針に基づき県産木材の利用を進めていく必要があるため継続。 |
| | | | 公共施設等県産材活用推進 (人と木のふれあい推進事業) | | 環境森林部 | 林業振興課 | 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物等における県産材の活用を推進する。 | 県産材活用公共施設等整備件数 | H22 17件 H23 16件 H24 28件 | 18件 | 18件 | 18件 | 12,000 | 12,000 | 13,635 | ゆとりと木の空間整備 ・内外装の木質化 6件 木のある施設づくり ・外構施設、遊具等 6件 木製家具整備 ・木製机・椅子、学校家具等 16件 | 4 | 本事業は、教育施設や福祉施設等の整備に県産材を利用することで、木材の優しさ、暖かさをPRするもので、その広報効果、その経済波及効果は高い。 | 2 | 整備の多くは教育施設等へ県産材でできた机、椅子を導入する事業等であり、PR効果や経済波及効果は限定的と考えられるため、縮小。 整備箇所を減らし、よりPR効果の高い箇所での整備に重点化するなど、制度の見直しが必要。 |
| (6)循環型社会づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 循環型社会づくりに向け、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する市町村の取組支援、排出事業者の指導強化などを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 循環型社会づくり推進対策 | | 環境森林部 | 廃棄物・リサイクル課 | 循環型社会づくりの推進に向けて、県民への普及啓発を図るとともに、市町村関係団体等と協働で3R推進策を調査検討、導入促進を図る。 | 1人1日当たりごみ排出量 | H22 1,078g H23 1,076g H24 H26年3月把握予定 | 1,000g | 1,000g | 1,000g | 2,500 | 1,867 | 1,634 | ごみ減量を進めるための施策について、全国の市町村にアンケート調査を実施した。 3Rの取組について事業者向け啓発冊子を作成 県民の意識啓発のため、「循環型社会づくり推進フォーラム」、「ぐんま3R宣言」、「3Rリーダー派遣事業」を実施した。 | 4 | 「群馬県循環型社会づくり推進計画」を推進し、ごみ排出量全国ワースト2位を早期に脱却するため、「ぐんま3R推進会議」で情報共有や意見交換を行うなど市町村の取組を支援するとともに、県民への普及啓発を積極的に進めていく必要がある。 | 4 | 「群馬県循環型社会づくり推進計画」の進捗管理やごみ減量化のための普及啓発は重要であり、継続。 |
| | | | 自動車リサイクル法対応事業 | | 環境森林部 | 廃棄物・リサイクル課 | 自動車リサイクル法の登録や許可(更新)を行うほか、事業者への立入検査を行う。 | 立入検査数 | H22 323件 H23 249件 H24 193件 | 270件 | 270件 | 270件 | 2,184 | 2,184 | 1,535 | 自動車リサイクル法関連事業者の登録(更新)・許可(更新)事務ならびに事前協議を適正に実施した。また、随時立入検査を実施し、事業者指導を適正に行った。 | 4 | 自動車リサイクル法に基づく登録や許可等の審査事務は、適正に行う必要がある。また、行為義務を果たしていない事業者が散見されることから、継続して立入検査を実施する必要がある。 | 4 | 自動車リサイクル法に基づく登録・許可等の事務や立入検査に必要となる経費であり、継続。 |
| | | | 循環型社会推進市町村支援事業 | | 環境森林部 | 廃棄物・リサイクル課 | 市町村と連携し、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理を推進していくための支援事業を実施する。 | 県広域化計画に基づく広域化に関する検討等の取り組みがおこなわれているブロック数 | H22 3ブロック H23 3ブロック H24 4ブロック | 4ブロック | 4ブロック | 8ブロック | 111 | 268 | 84 | 県広域化計画に基づく、各ブロックごとの準備会等の開催 ・太田館林ブロック 協議会設立済 ・藤岡富岡ブロック 準備会設立 ・利根沼田ブロック 準備会前説明会 ・吾妻ブロック 準備会設立合意取得 | 4 | 県は関係市町村が広域化(施設集約)について協議できる環境作り(ブロック協議会設立準備)を担っている。市町村の枠を超えた協議の設立準備は県が行うことが適当。また広域化に参考となる廃棄物施策や交付金関連情報の提供も必要。 | 4 | 一般廃棄物処理の広域化を図るため、市町村の協議の場の確保等は重要であり、継続。 |
| ■ 県民の3Rの取組を促進するための支援・PRを実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | リサイクル推進対策 | | 環境森林部 | 廃棄物・リサイクル課 | 家電、パソコン、容器包装リサイクル等の普及啓発を図る。 | 家電・パソコンリサイクル広報実績 | H22 47件 H23 65件 H24 49件 | 50件 | 50件 | 50件 | 202 | 202 | 136 | 家電やパソコンのリサイクルについて、新聞等による広報を実施した。 | 4 | 家電やパソコンの不法投棄、無料回収など、違法と思われる不適正処理が散見されることから、継続して適正なりサイクルについて、広報を実施する必要がある。 | 2 | 家電やパソコン等のリサイクルに関しては、すでに市町村からの情報提供体制が充実しているため、循環型社会づくり推進対策と統合。 |
| ■ PCB廃棄物の適正処理など、廃棄物の適正処理を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 放射性物質汚染廃棄物処理状況監視 | 再掲 | 環境森林部 | 廃棄物・リサイクル課 | 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に伴い適用となる廃棄物処理基準の遵守状況を監視し、必要な指導を行う。 | 立入検査数 ※法対象施設が順次減少することから、立入検査数は順次減少する。 | H24 25件 | 49施設 | 25施設 | 25施設 | 9,916 | 1,966 | 2,716 | ・廃棄物焼却施設の排ガス中の放射性物質濃度の測定監視、結果公表 監視対象全9施設の全てが基準適合 ・廃棄物最終処分場の放流水中の放射性物質濃度の測定監視、結果公表 監視対象全16施設の全てが基準適合 | 2 | 現在市町村が実施している濃度測定に加えて県が任意で実施している測定について、国による規制の解除等の状況や、24年度及び25年度の測定結果、処理する廃棄物の種類等を踏まえ、測定対象施設を絞る。 | 2 | 測定結果や規制解除等の状況を踏まえて県による測定対象施設の絞り込みを検討。 |

